

2013年12月13日 全8頁

始動する国土強靱化、基本法成立

国土強靱化に関する基本法、政策大綱とインフラ更新検討状況

金融調査部 主任研究員
中里 幸聖

[要約]

- 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が2013年12月4日に成立し、また「国土強靱化政策大綱（案）」も示され、法的にも政策的にも国土強靱化を推進する体制が整いつつある。
- 基本法では、大規模自然災害等に対する脆弱性評価を実施し、その結果に基づき優先順位を定めて、国土強靱化を実施することを打ち出している。
- 基本法成立に先駆けて、政府は、基本的な方針の整理、脆弱性評価の試行的な実施、重点化すべきプログラムの対応方針の決定等を行い、それらを取りまとめたものが「国土強靱化政策大綱（案）」である。
- 国土強靱化の推進にあたり、インフラの老朽化対策はハード面での重要な課題である。高速道路などでは大規模修繕、大規模更新等の検討が技術的な観点から実施され、費用概算が試算されている。ただし、その費用負担をどうするかは今後の検討課題である。
- 大規模自然災害等が起こった場合に、金融機能の維持ないし円滑な機能回復は、その後の復旧・復興においても非常に重要となる。各金融機関のBCP策定・実行は当然として、国としても事前の準備態勢を検討しておく必要がある。

1. 国土強靱化に関する基本法と政策大綱の概要

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、基本法）が2013年12月4日に成立した。また、同日開催された「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」（以下、懇談会）で「国土強靱化政策大綱（案）」（以下、政策大綱）が示され¹、法的にも政策的にも国土強靱化を推進する体制が整いつつある。

¹ 国土強靱化担当大臣の下に開催されている有識者による懇談会。国土強靱化に関する全体的な方針や必要な施策の議論や指摘を実施。

(1) 国土強靱化基本法のポイント

基本法は、衆議院での修正を経て可決された。修正前の「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」という名称に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための」という文言が加えられている。あまりに長い法律名は好ましくないと個人的には考えているが、バラマキ的な無駄な公共工事を増やすのではないかと懸念や批判に対して、あくまで必要な施策に重点化するという姿勢を示したい提案側の意思の表れであろう。条文についても、「大規模災害等」を「大規模自然災害等」と対策の対象は自然災害がメインである表現に修正し、人口減少や財政資金の効率的な使用への配慮なども追加している。また、脆弱性評価を実施し、その結果に基づき優先順位を定めて、国土強靱化の施策を実施していくことを追加しているが、これらは懇談会等での議論を踏まえたものであろう。

図表 1 国土強靱化基本法の主なポイント

章立て	主なポイント
前文	大規模自然災害等から国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活、国民経済を守ることが重要であり、その推進のために法律を制定する
第一章 総則	○ 大規模自然災害等に備えた国土強靱化を推進するため、基本理念、国等の責務、関係者相互の連携及び協力等について定める
第二章 基本方針等	<p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 人命の保護が最大限に図られる ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、持続可能なものとなるようにする ③ 国民の財産等の被害の最小化に資する ④ 迅速な復旧復興に資する ⑤ ソフト面の施策とハード面の施策を組み合わせた国土強靱化を推進する体制を整備する ⑥ 自助、共助、公助が適切に組み合わせられることを基本としつつ、重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たす ⑦ 人口減少、社会資本老朽化等を踏まえ、財政資金の効率的な使用に配慮し、重点化を図る <p>施策の策定及び実施の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 既存の社会資本の有効活用等により、費用縮減を図る ② 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する ③ 自然との共生、環境との調和に配慮する ④ 大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行う
第三章 国土強靱化基本計画等	<p>国土強靱化基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 閣議決定を経て、国土強靱化基本計画を定める ○ 他の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とする <p>国土強靱化地域計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県、市町村は、国土強靱化地域計画を定めることができる
第四章 国土強靱化推進本部	<p>国土強靱化推進本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣に、国土強靱化推進本部を設置する <p>国土強靱化基本計画の案の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土強靱化推進本部は、脆弱性評価の指針を定め、脆弱性評価を行い、国土強靱化基本計画の案を作成する ○ 脆弱性評価は、科学的知見に基づき総合的かつ客観的に行う ○ 作成手続きにおける透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性、合理性を勘案して、施策の優先順位を定め、重点化を図る
第五章 雑則（略）	
附則	○ 公布の日から施行する

(出所) 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法案（第 183 回国会衆第 18 号）（衆議院提出）要旨」を基に大和総研作成

基本法の主なポイントは図表 1 の通りである。基本方針に掲げている 7 つの事項はいずれも

重要であり、ぜひこの方向で国土強靱化を推進していただきたい。図表1にまとめた「基本方針」のうち①～④は目指すべき当然のこととして、⑤のソフト面とハード面を組み合わせることや、⑦の人口減少や社会資本老朽化を踏まえて重点化を図ることなどは、ハードのインフラの新規整備偏重の傾向があった従来の施策と比較して、大いに評価できよう。

なお、国土強靱化推進本部長は内閣総理大臣、副本部長は内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、国土交通大臣、本部員は他の全ての国務大臣である。

(2) 国土強靱化政策大綱（案）のポイント

地震列島、台風銀座、火山国である日本は、大規模自然災害等はいつ発生しても不思議はない。そこで、政府は基本法成立に先駆けて、懇談会で議論を重ね、その議論を踏まえて、「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」（以下、連絡会議）にて、基本的な方針の整理、脆弱性評価の試行的な実施、重点化すべきプログラムの対応方針の決定等を行ってきた。それらをまとめたものが政策大綱であり、その主なポイント等は図表2-1、2-2の通りである。

図表2-1にまとめた「はじめに」にあるように、政策大綱は基本法に規定されている「国土強靱化基本計画」（以下、基本計画）の基となる。第9回懇談会（2013年12月4日開催）の資料2-1「国土強靱化政策大綱（案）の概要」によると、2013年内に基本法に規定されている国土強靱化推進本部が開催され、政策大綱が案から決定事項となる見込みである。また、2013年度内に脆弱性評価を実施、政策大綱を基に第1次の基本計画を策定し、2014年5月頃に基本計画（第1次）を閣議決定する予定である。その間も懇談会や連絡会議で議論・決定された国土強靱化に関わる国等の施策は、順次推進されることとなっている。

図表2-1 国土強靱化政策大綱（案）の項目立てと主なポイント（はじめに、第1章）

項目立て	主なポイント
はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣の基本方針として「老朽化インフラ対策など事前防災のための国土強靱化の推進や、大規模な災害やテロなどへの危機管理対応にも万全を期すなど、国民の暮らしの不安を払拭し、安心社会をつくる」ことが盛り込まれ、国土強靱化担当大臣が設置された ○ 「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」を立ち上げ、国土強靱化について客観的・専門的な議論を重ねた ○ 「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、懇談会等の議論も踏まえて、基本的な方針の整理、脆弱性評価の試行的な実施、重点化すべきプログラムの対応方針の決定等を行った ○ 政府は、「国土強靱化基本法案」に先駆けて、上記のような取組を試行的・予備的に行ってきた ○ 本大綱はこれらを基に、国土強靱化に関する施策に係る基本的な指針を取りまとめたものである ○ 本大綱は、「国土強靱化基本計画」の基となるものである
第1章 基本的考え方	
1 国土強靱化の理念	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本目標 <ul style="list-style-type: none"> ① 人命の保護が最大限図られる ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④ 迅速な復旧復興 ○ 国土強靱化の取組みは、 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の生命・財産、産業競争力、経済成長力を守る ・国・地方公共団体・民間それぞれに、状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらす ・新規市場の創出や投資の拡大等によって成長戦略にも寄与する ・国際競争力の向上、国際的な信頼の獲得をもたらす ○ 政府として、府省庁横断的に、地方公共団体や民間とも連携して、総合的に推進する

（出所）ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会「国土強靱化政策大綱（案）」（2013年12月4日）を基に大和総研作成

図表 2-2 国土強靱化政策大綱（案）の項目立てと主なポイント（第1章続き～別紙3）

項目立て	主なポイント
第1章 基本的考え方(続き)	
2 国土強靱化を推進する上での基本的な方針等	<p>(1) 基本的な方針</p> <p>① 経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力を強化</p> <p>② 強靱性を損なう本質的原因を吟味しつつ、取組にあたる</p> <p>③ 大局的、システム的な視点を持ち、適正な制度、規制の在り方を見据えながら取り組む</p> <p>④ 時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野で計画的な取組にあたる</p> <p>⑤ 過剰な一極集中の回避、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげて行く視点を持つ</p> <p>⑥ 訓練・防災教育等の「ソフト対策」と施設の耐震化・代替施設の確保等の「ハード対策」を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する</p> <p>⑦ 「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担し、重大性・緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たす</p> <p>⑧ 人とのつながりやコミュニティ機能を向上する</p> <p>⑨ 平常時にも有効に活用される対策となるよう工夫する</p> <p>⑩ 人口減少、社会資本老朽化等を踏まえ、財政資金の効率的な使用に配慮し、重点化を図る</p> <p>⑪ 既存の社会資本の有効活用等により、費用縮減しつつ効率的に推進する</p> <p>⑫ PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図る</p> <p>⑬ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する</p> <p>⑭ 土地の合理的利用を促進する</p> <p>⑮ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図る</p> <p>⑯ 自然との共生・環境との調和、景観の維持に配慮する</p> <p>(2) 基本的な進め方 ～PDCAサイクルの徹底～</p> <p>① 目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析</p> <p>② リスクシナリオと影響を分析、評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定</p> <p>③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討</p> <p>④ 課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化、優先順位を付けて計画的に実施</p> <p>⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善</p> <p>(3) 特に配慮すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的な視点による経済社会システムの構築 ○ 民間投資の誘発 ○ 地方公共団体等における体制の構築等 ○ BCP/BCM等の策定の促進 ○ リスクコミュニケーションと人材等の育成 ○ データベース化、オープンデータ化の推進 ○ 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対策の推進と情報発信 ○ 国際社会との情報共有による国際貢献等
第2章 プログラムの推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 脆弱性評価に先立ち、基本目標を踏まえ、国土の強靱性を確保する上で事前に備えるべき以下の目標を設定 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む) 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する 5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない 6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る 7 制御不能な二次災害を発生させない 8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する ○ 上記目標を前提に、「国家として起こってはならない事態」として、45の事態を設定。 ○ 45の事態を回避するために必要な各府省庁の施策のパッケージとして、45の「プログラム」を構築 ○ 45のプログラムの中から重点化するべき15の「プログラム」を選定
第3章 施策分野の推進方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 45のプログラムの推進及びより長期的な観点からの推進に必要な取組について、12の個別施策分野と3の横断的分野に分類してとりまとめ(個別施策分野) ①行政機能／警察・消防等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④エネルギー、⑤金融、⑥情報通信、⑦産業構造、⑧交通・物流、⑨農林水産、⑩国土保全、⑪環境、⑫土地利用(国土利用) (横断的分野) ①リスクコミュニケーション、②老朽化対策、③研究開発 ○ それぞれの分野間には相互依存関係があるため、関係する府省庁・地方公共団体等の間において推進体制を構築してデータや工程管理を共有する等、施策の実行性・効率性が確保できるよう留意して推進する
おわりに	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本大綱に示す方針が、国民に正しく理解され、民間事業者や国民の行動規範に広く浸透し、適切に実行されるよう努める ○ 基本法に則した国土強靱化基本計画を作成するのみならず、国土強靱化地域計画の自主的作成の取組を支援、促進する
(別紙1)プログラムにより回避すべき起こってはならない事態	
(別紙2)プログラムの推進方針	
(別紙3)施策例	

(出所) ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会「国土強靱化政策大綱(案)」(2013年12月4日)を基に大和総研作成

政策大綱は基本法成立に先駆けて議論されてきたが、どちらかというとな政策大綱に関連する議論が基本法に反映されているとも考えられる。図表2-2では具体的な内容は省略している

が、政策大綱では国家として起こってはならない 45 の事態を回避するための 45 のプログラムが提示され、さらにそのうち重点化すべき 15 のプログラムが選定されている。国土強靱化を実現するための政策は総合的である必要はあるが、この政策大綱は重点化すべき事項を明記している点が大いに評価できよう。なお、プログラムにより回避すべき起こってはならない事態の 15 の重点化事項は、図表 3 の通りである。本稿では割愛するが、政策大綱では、これらの事態に対処するためのプログラムの推進方針等が列記されている。

図表 3 プログラムにより回避すべき起こってはならない事態の重点化すべき事項

プログラムが回避すべき起こってはならない事態	
1	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
3	広域かつ長期的な市街地の浸水
4	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
6	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
7	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
8	首都圏での中央官庁機能の機能不全
9	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
10	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
11	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
12	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
13	食料等の安定供給の停滞
14	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
15	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(出所) ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会「国土強靱化政策大綱(案)」(2013年12月4日)を基に大和総研作成

2. 主なインフラ群の更新等検討状況

拙稿「[国土強靱化の焦点～大規模な更新投資が必要なインフラ群～](#)」(『大和総研調査季報』2013年春季号 Vol. 10 掲載)で取上げた主なインフラ群(首都高速道路、全国高速道路網、東海道新幹線、上下水道)については、各インフラの管理運営主体が、老朽化対策の検討や検討結果に基づく対策の実施を進めている(検討状況の概要は前出の拙稿を参照)。このうち交通系インフラの大規模修繕や大規模更新等に必要な費用概算の試算額は、図表 4 の通りである。なお、2027年に東京-名古屋間、2045年に名古屋-大阪間が開通予定の超電導リニアによる中央新幹線(以下、中央リニア新幹線)、2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックに関する費用も参考として掲載している。

図表 4 のうち首都高速道路については、前出稿執筆時点(2013年3月)で既に費用概算が公表されていたが、阪神高速道路、全国高速道路網については2013年4月に公表されたものである。大規模修繕、大規模更新等にかかる費用概算は、首都高速道路で約7,900億円～9,100億円、

阪神高速道路で約 6,200 億円、全国高速道路網で約 5.4 兆円とされている。現時点では 2005 年の民営化後 45 年間で高速道路の建設に関する債務の返済期間とされ、その原資が利用者負担となっているが、これらの大規模修繕、大規模更新等に係る費用は含まれていない。

図表 4 大規模修繕、大規模更新等に必要な費用概算の試算額

インフラ名	費用概算額	備考	
首都高速道路	約7,900億円 ～9,100億円	10年後も見据えると、 最大約1兆2300億円。	
阪神高速道路	約6,200億円		
全国高速道路網	約5.4兆円		
東海道新幹線	7,308億円	橋りょう、トンネルの補強等。	
中央リニア新幹線	9兆300億円	建設費(車両費を含む)。	
東京オリンピック・パラリンピック		2020年開催	
参考	「設備投資」	3,831億円	競技場の新設、既存施設の 改良、選手村建設等。
	「既存の輸送インフラ 改修工事」	870億円	国道、環状線等の拡張等。
	「計画されている 輸送インフラ整備」	5,522億円	首都高速、国道、環状線等の 建設等。

(出所) 首都高速道路構造物の大規模更新のあり方に関する調査研究委員会「提言」(2013年1月15日)、阪神高速道路の長期維持管理及び更新に関する技術検討委員会「提言」(2013年4月17日)、高速道路資産の長期保全及び更新のあり方に関する技術検討委員会「高速道路資産の長期保全及び更新のあり方中間とりまとめ」(2013年4月25日)、JR東海「新幹線鉄道大規模改修引当金積立計画の変更申請に関するお知らせ」(2013年1月29日)、「中央新幹線(東京都・大阪市間)にかかる営業主及び建設主体の指名に関する同意について」(2013年5月18日)、東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会「立候補ファイル」(2013年1月7日)より大和総研作成

費用については、基本法や政策大綱なども踏まえて、国交省と高速道路各社等を中心に検討されていくこととなる。その際、料金収入と税負担の適切な組み合わせを探ることが重要である。また、当面の耐震化対策などの費用については、高速道路各社による債券発行などにより資金を工面していくことになると思われる。

なお、2020年のオリンピック・パラリンピック開催準備と並行して、首都圏のインフラ老朽化対策は前倒しされる可能性があり、首都高速道路などについては別途予算が付く可能性もあろう。さらに、全体的なインフラ更新需要の本格化は、オリンピック・パラリンピックが開催される2020年頃からと推測されるため²、オリンピック・パラリンピック効果と更新需要本格化が、スムーズにバトンタッチできれば、持続的な成長実現も期待できよう。

3. 国土強靱化における金融分野の対応策

大規模自然災害等が起こった場合に、金融機能の維持ないし円滑な機能回復は、その後の復旧・復興においても非常に重要となる。各金融機関のBCP策定・実行は当然として、国として

² 詳細は、拙稿「[国土強靱化の焦点～大規模な更新投資が必要なインフラ群～](#)」(『大和総研調査季報』2013年春季号Vol.10掲載)参照。

も事前の準備態勢を検討しておく必要がある。

政策大綱では、金融庁や日銀をはじめとする金融関係行政機関、金融関係業界団体、各金融機関などの取り組むべき対策などは記述されている。それらに加えて、図表5に挙げたような事項に取り組むことも金融分野が国土強靱化に貢献できることであると考える。ぜひ国土強靱化の具体的な施策の中に取り入れ、実現を図って欲しいと思う。

図表5 国土強靱化における金融分野の対応策の提案

<p>○ 小口、大口の緊急融資機能の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害発生直後には小口現金需要が、復旧・復興段階では大口の資金需要が発生する。それぞれの段階における緊急融資機能などについて、被災のタイプ別に整備を行うことが必要である(個人・法人別、資金供給手段、スキームなど)。
<p>○ 災害発生直後における迅速な現金引出し機能の回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害発生後ただちに金融の基本的な機能(とくに現金引出し)を市民に提供できるように、移動式店舗を全国で機動的に配備できる体制を整えることが望ましい。その際、ヘリコプターの活用も想定して、オール・イン・ワン型の移動式店舗ユニットの開発・活用が考えられる。 ➢ 緊急時における払出し限度額を定め、本人認証手法については、可能な限り簡素な手続きで済むようにする。 ➢ 大規模災害は、個々の金融機関の対応可能範囲を超えることを想定し、地域や業態を超えた金融機関間の連携を前提とし、分担してユニットの整備や配備場所の計画を行う。 ※消費財流通において、被災直後は無償配布もあり得るが、速やかに通常の流通形態に戻すことが持続的であり望ましい。そのためには、現金引出し機能の早期回復が重要となる。
<p>○ 復旧・復興資金の調達に向けた各種債券の発行スキームの事前整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 復旧・復興資金を円滑に調達するために、目的を特化した国債や地方債、企業債など発行スキームを事前に整備しておくことが重要。
<p>○ 復旧・復興に向けたPPP(官民連携)手法(資金調達手段を含む)の事前整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 東日本大震災からの復旧・復興ではPFIなどのPPP(官民連携)手法の活用などが提唱されたが、現実には地方公共団体側での受け入れ態勢などが不足していた。被災地側の態勢が不足している場合でも、国や被災地以外の地方公共団体、関連する事業者などにより、復旧・復興にPPP手法をスムーズに導入できるような体制を事前に整備することが必要。
<p>○ 金融番号(仮称)の整備とマイナンバーの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人・法人等の金融資産及び土地等の実物資産を個人・法人等ごとに総合的に把握する金融番号(仮称)を整備し、番号だけで各自の資産を照合できるシステムを構築する。 ➢ 金融番号(仮称)は、マイナンバー等と連携し、番号さえわかればカードや通帳などが無くても資産融通や財産復元ができるようにし、被災者の生活や被災企業の取引円滑化、復旧・復興などに資するようにする。 ➢ 金融番号(仮称)は、クラウドなどを活用し、バックアップ機能を確保し、プライバシーに配慮したシステムとする。
<p>○ 各種災害保険の再検討(審査の簡便化、有用な保険制度など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 被災に対する金銭的な対応力を強化するため、災害保険の普及は有効である。そのためには、災害保険の加入率が上がるようなより一層の工夫が求められる。 ➢ 具体的には、被災者に対してすみやかに保険金が手元に渡るようにするため、保険審査の簡便化(本人確認、必要要件など)は重要である。 ➢ 住宅ローンを組む際は、地震保険の加入を前提とするなども検討する価値がある。 ➢ 保険会社一社での対応力を超えるような大規模災害を想定して、再保険制度の一層の強化充実や国家の保証体制などについても検討を行う。
<p>○ 地域金融機関や金融機能を持つ組合組織等の連携強化、再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域金融機関や金融機能を持つ組合組織や財団法人等の連携を強化することにより、単独では事前の体制整備が困難な小規模金融機関においても、災害発生時のバックアップが迅速に行えるようにする。また、場合によっては再編なども選択肢として、各機関が事前の対応能力を高めるように促す。

(出所) 大和総研作成

4. 今後の展開

前述したように、2013年中に基本法に基づく国土強靱化推進本部が発足し、政策大綱の決定、2014年春頃には基本計画の閣議決定がなされる予定である。それと並行して政策大綱を指針に

国の他の計画の見直しや既にある施策が推進され、基本計画決定後は「国土強靱化地域計画」の策定支援なども予定されている。

国や地方公共団体などの計画は前記の通りであるが、さらに具体的なインフラについて、老朽化対策を含む強靱化が適時進められていく必要がある。その際、費用負担をどうするかを検討やインフラの再配置も含むインフラのあり方を見直しなども進めて行く必要がある。さらに進んで、わが国の国土構造のあるべき姿や行政機構の変革にまで踏み込むことが、真の国土強靱化を実現する道であると考えているが、今後の展開に期待するところである。

関連レポート

- ・ 中里幸聖「みんなのためのインフラ更新と国土強靱化③～人口減少下での重点化・優先順位付け～」(大和総研リサーチレポート、2013年6月27日)

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20130627_007367.html

- ・ 中里幸聖「みんなのためのインフラ更新と国土強靱化②～政権交代後の検討状況及び新法案と全体ビジョンの必要性～」(大和総研リサーチレポート、2013年5月31日)

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20130531_007251.html

- ・ 中里幸聖「みんなのためのインフラ更新と国土強靱化①～国土強靱化の論点と課題～」(大和総研リサーチレポート、2013年5月7日)

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20130507_007131.html

- ・ 中里幸聖「国土強靱化の焦点～大規模な更新投資が必要なインフラ群～」(『大和総研調査季報』2013年春季号 Vol. 10 掲載)

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20130603_007216.html

- ・ 中里幸聖「道州制に関する提言等の概要(改訂版)～政権交代により再び気運が高まる～」(大和総研リサーチレポート、2012年12月18日)

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20121218_006601.html

- ・ 中里幸聖「注目すべき国土強靱化の行方～老朽化したインフラの更新は官民連携で～」(大和総研リサーチレポート、2012年12月17日)

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20121217_006590.html

- ・ 中里幸聖「持続可能なインフラ整備に向けて～官民連携の強化と長期資金～」(『大和総研調査季報』2012年夏季号 Vol. 7 掲載)

<http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/12090301capital-mkt.html>